

豊島区民社会福祉協議会

親子ふれあい助成

★豊島区民社協では、子育て支援の一環として、親子の触れ合いを目的としたお出かけの際の費用を、主に区民のみなさんからの寄付を財源に助成を行っています。

対象

★対象となるのは区民で18歳以下の児童です。(年度内に18歳に到達する者も含む)

- (1)障がい児(各種手帳の交付を受けている児童)とその保護者又は介助者
- (2)多子(3人以上)家庭の児童
生計を一にしている18歳以下の児童が、3人以上いる家庭の児童
- (3)ひとり親家庭の児童

助成の内容

★限度額を下回る場合、実費が助成金となります。

- (1)宿泊施設の利用料の一部
- (2)観劇やレクリエーション施設などの入場料・利用料の費用の一部
- (3)(1)、(2)に関わる交通費(公共交通機関に限る)の一部

助成額

申請は、年度内に1度限りです。(4月1日～翌年3月末)

対 象	限 度 額
① 障がい児 介助者または保護者(障がい児1人につき1人)	1人 1,500円 1人 1,500円
②多子家庭	子ども1人 2,000円
③ひとり親家庭	子ども1人 3,000円



<問合せ・申請先>

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

地域福祉推進課 ボランティア担当

〒170-0013

豊島区東池袋1-39-2 区役所東池袋分庁舎4階

TEL 3984-9375 FAX 3981-2946

メール tomonii@t.toshima.ne.jp

HP <http://toshima-shakyo.or.jp/>



提出書類

※下記の(1)～(4)をご準備ください。

(1) 親子ふれあい助成申請書(第1号様式)

- ①窓口配布 ②ホームページでダウンロード

(2) 助成対象経費に関する資料の写し

- ①施設等の入場券を購入した領収書(又はレシート)
②内訳が分かるもの(施設等利用日・個別単価・料金区分の記載がある参加した者全員分のチケットの半券や控え、明細書など)

(3) 対象者であることが確認できる書類の写し

対象区分	確認書類
障がい児(該当するもの)	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
多子家庭	子ども全員の保険証等身分証明書
ひとり親家庭	①児童扶養手当証書(児童扶養手当受給者証明書、児童扶養手当支給停止通知書等)又はひとり親家庭医療費助成(「マル親医療証」)等 ※①が対象外の場合は戸籍の写し ②子ども全員の身分証明書

※氏名、住所、生年月日が記載されているもの、いずれも有効期間内のものをご提出ください。

※生活保護受給中の方は、ご相談ください。

(4) 申請者(保護者)の顔写真付き身分証明書の写し

申請の流れ

1、親子そろって出かける

前売り券などを購入した場合でも、申請できるのは実際に出かけた日以降となります。

*** 多子の場合、お子さんは全員一緒に出掛けた場合が対象です。**

2、申請書類一式を提出する(上記4点)

施設利用後1ヶ月以内に、窓口へ申請してください。

・基本、申請書類の返却はいたしません。

*** 年度末は、事務処理の関係のため、3月末の営業日までに窓口申請くださるようお願いいたします。**

3、助成金の審査、及び交付の決定

申請受付後書類の不備を確認し、審査の上、交付を決定し、交付・不交付に関わらず、通知書をお送りします。

4、助成金の交付

書類の不備等がなければ、申請した月の翌月15日を目途に、指定口座へ振り込みます。